

# 平成30年4月善通寺市農業委員会次第

日時：平成30年4月24日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 報 告

報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る報告について

報告第2号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

報告第3号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

5. そ の 他

次回開催 8月21日（火）13時30分～

現地調査 同 日 9時～

農業相談 同 日 10時～

6. 閉 会

平成30年4月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成30年4月24日（火）11時25分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員， 3 原巧委員， 4 三原正子委員， 5 松本健委員，  
6 立石泰夫会長， 7 藪内實委員， 8 南光紀夫委員， 9 堀家重孝委員，  
10 近藤剛司委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治会長職務代理者，  
13 穂山信雄委員， 14 森江正男委員
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 2 川田治弘委員
6. 傍 聴 人 （農地利用最適化推進委員）  
高田幸雄委員， 萩原栄一委員， 安藤秀信委員， 原壽茂委員，  
市崎恒昭委員， 遠山建治委員， 神原幸一委員， 井原弘委員，  
宮田正美委員， 宮武隆則委員， 福崎靖忠委員， 堀井伸一委員，  
福崎元文委員， 渡辺政幸委員
7. 事 務 局 参事， 大喜多敬一， 局長 平田 和明， 係長 小林 正季
8. 議 案 等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請  
に係る報告について  
報告第2号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
（案）について  
報告第3号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）に  
ついて

9. 議 事  
局 長

それでは、ただいまより平成30年4月の農業委員会総会，定例会を始めさせていただきます。まず始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしく申し上げます。

会 長

それでは失礼します。先ほどの総会に引き続きましての定例会と言うことでお疲れのところ、もうしばらくのご協力をお願いいたします。なお先ほどから言っておりました戸別調査につきましては、いろいろと地区によって事情はあるかと思えます。生産組合長さんにご協力をお願いするところや自分たちでできるところから調査を始めていくなどいろいろあると思えますが、それぞれの地区で協議していただいて、戸別調査が無事に終わるようご協力をお願い出来たらと思えます。それでは、4月の定例会の方を始めて行きたいと思えますので、よろしく申し上げます。

局 長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

はい。それでは議事に入りたいと思えますが、議事に入ります前に、本日の議事録署名人には、第8番の南光委員さんと第9番の堀家委員さんの両名、よろしく申し上げます。それでは、議案の審議に入りたいと思えます。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてですが、議案書の1ページで○件の案件でございます。それでは、番号○ですが、譲渡人、○○○○○様、譲受人、○○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である○○氏が本市内に所有する農地は本申請地のみでありまして、当該農地は平成○○年○月に相続により取得したものであります。譲渡人は現在会社員で、農業の経験があまりないことから、本申請地で農業を営むのは困難であるため、既に譲受人である○○氏が農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権を設定して耕作している農地であります。譲渡人である○○氏は、当該農地の処分をしたいと考え、譲受人である○○氏に相談したところ、当該農地は譲受人が別に耕作している農地に隣接しており、耕作の便は悪くないことから、売買の話がまとまり、今般申請に及んだものであります。本申請は○○○町字○○○○○

○番，田，○○○○㎡について，所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，経営農地面積は○○○○㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。

次に番号○ですが，譲渡人，○○○○様，譲受人，○○○○様，所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である○○氏は○○町で息子夫婦と○人で居住しており，本申請地は譲渡人が平成○○年○月に相続により取得したものであります。譲渡人が市内に所有する農地は○ヘクタールを越えており，息子夫婦は仕事があるため，農業に従事できる日数が限られており，所有する農地すべてを自作するには労働力不足の状態にあることから，その半分以上を近所の人に貸し付けて農地の維持管理をしております。一方譲受人である○○氏は，市内に○ヘクタール程度の農地を所有しており，そのすべてを自作しております。本申請地は譲受人が所有している農地に隣接しており，当該農地を取得することで，耕作の利便性が向上することもあり，河野氏から本申請地の売買の相談を受けた○○氏が申し出を了承し，今般申請に及んだものであります。本申請は○○町字○○○○○○番○，畑，○○○㎡について，所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，経営農地面積は○○○○㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。

次に番号○ですが，譲渡人，○○○○様，譲受人，○○○○様，所有権移転贈与の案件でございます。本件の譲渡人である○○○○氏と譲受人の○○○氏は実の兄妹の関係であります。譲渡人が本市内に所有する農地は本申請地のみでありまして，当該農地は平成○○年○月に相続により取得したものであります。譲渡人は○○市に居住していることから，本申請地で農業を営むのは困難であるため，現在は休耕の状態になっております。一方譲受人である○○○○氏は実の娘夫婦と一緒に年間○○○日ほど農業に従事しています。本申請地の近隣には，譲受人の農地が点在しており，本申請地での耕作は十分に可能であることから，経営規模の拡大を目的として今般申請に及んだものであります。本申請は○○町字○○○○○番，

田，〇〇〇㎡について，所有権移転贈与を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，経営農地面積は〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。

次に番号〇ですが，譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇〇様，所有権移転売買の案件でございます。本申請は残存小作権が設定されている農地で，譲受人がすでに耕作している農地を譲渡人の要望により，取得する案件であります。本申請地は譲受人の住居に隣接していることから，譲受人にとっては耕作の便がよいとのことであり，また昔から耕作していることもあり，今後もできれば耕作を続けていきたい思いはあったとのことであります。譲受人の〇〇氏は，かなり前から譲渡人の〇〇氏より本申請地の売買について相談をされていたとのことでありまして，今般その申し出を了承したことから本申請に及んだものであります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡について，所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，経営農地面積は〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。

以上〇件，登記地目は田が〇筆，畑が〇筆の計〇筆，面積は合計〇〇〇〇㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは，ただ今，事務局より説明がありました，農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして，皆様方のほうから，何かご意見，ご質問はございませんか。

(全委員意見，質問なし)

会 長

ご質問がないようですので，賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては，原案のとおり決定をい

たします。続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、○件の案件でございます。番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○○○代表取締役、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である○○氏は○○町に妻と○人で暮らしており、本申請地は本年○月に譲渡人の父である○○○○氏が亡くなったため、相続により取得したものであります。○○氏は本市内において○○反程度の農地を所有しておりますが、そのほとんどは居住する○○町の農地であり、以前は譲渡人の父が主に耕作していたものであります。一方譲受人である○○○○○○は○○市に本店を置き、不動産の売買や賃貸等に関する取引業務を行っている会社であります。本申請地を計画地として選定するに至った経緯ですが、新規事業として○○○にかかる事業を始めることを計画し、本申請地は市道に面し交通の便も良いことから、選定したとのことであります。本転用に関しては、昨年中に父である○○○○氏とは話がまとまっていたため、本年○月に転用申請の準備を進めていたところ、急に父が亡くなったため、一旦中断していたものであります。今般相続登記等の手続きが完了したため、申請するものであります。本申請は、○○○○○○○○番○、登記地目及び現況地目が田である○○○㎡について、○○平屋建○棟、○○○○○㎡を設置し、○○用地として利用することを目的として申請するものであります。本申請地は用途区域が○○○○○○○○○○地域である第○種農地であり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了しており、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えます。

次に番号○ですが、貸人、○○○○様、借人、○○○○様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人と借人は義理の親子の関係であり、貸人である○○○○氏が本市内で所有する農地は本申請地のみであります。本計画が必要になった理由であります。申請人は両者とも○○市で居住していることから、本市内で農業を営むことはできないため、本申請地は

現在休耕地の状態になっておりまして、土地の有効利用を図るため、太陽光発電設備を設置することを計画したものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡に太陽光発電パネル〇〇〇枚、面積にして〇〇〇〇〇〇㎡を設置し、年間予定発電量の〇〇〇〇〇Kwについて、その全量を〇〇〇〇に売電し、今後の生活資金等の収入を得ることを目的とし、転用申請するものであります。本転用について、固定価格買い取り制度に基づく、〇〇〇〇への申し込み書類等の不備もなく、近隣の農地関係者の方の了承も得ており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は用途区域が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇地域である第〇種農地であります。

以上〇件、登記地目は、田が〇筆、転用面積は〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それではまず、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇につきまして〇〇〇町ですので、松本委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

松本委員

はい。この件につきましては事務局から説明のあったとおり、〇月の時点で申請の準備がなされておりました、その際〇〇地区〇名で現地詳細調査確認を行いました。その際特に問題ないことを確認しておりました。今回譲渡人が変更となり改めて申請されましたが、再度現地の方を確認したところ、特に問題はないと考えておりますので、よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、次に番号〇について、〇〇町ですので宮崎委員さんよろしくお願ひします。

宮崎委員

先日地元〇名の委員で現地の方を確認いたしました。その際に特に問題は

ないことを確認いたしました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということですので。それでは、全体の委員さんにお聞きします。何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。それでは報告第1号に入りたいと思います。報告第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る報告について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る報告について、○件の案件でございます。3ページをご覧ください。

まず番号○ですが、本件は平成○○年○月の農地専門部会において、お諮りいただきました案件でありまして、転用事業者が○○○○○○株式会社、代表取締役、○○○○様、所在地番が○○町字○○○○○番、登記地目及び現況地目が田である○○○㎡において、所有権移転売買を行い、分譲住宅○区画2階建○棟、建築面積○○○○○○㎡を建築することを計画して、農地転用申請を行い、同年○月に県知事より許可を得た案件であります。その後、当該地には○区画分の住宅が建築されましたが、市場や経済の変化から当初の予定どおりに計画が進まず、残りの○区画の住宅建築が遅れていることから、事業期間の延長をするため、事業計画変更申請に及んだものであります。本件につきましては、平成○○年○月○○日付で「○○



農政第〇〇〇〇－〇〇号」として県知事より事業計画変更の承認を受けたものでございます。

次に番号〇ですが、本件は平成〇〇年〇〇月の農地専門部会において、お諮りいただきました案件でありまして、転用事業者が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇様、所在地番が〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡について、所有権移転売買を行い、分譲住宅〇区画2階建〇棟、建築面積〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを計画して、農業振興地域からの除外手続きを経て、農地転用申請を行い、翌年〇月に県知事より許可を得た案件であります。本件は、計画の遅れにより平成〇〇年〇月に事業計画期間の一度延長申請を行っておりまして、これまで当該地には〇区画分の住宅が建築されましたが、残りの〇区画において住宅の建築が遅れているため、再度の事業期間の延長をするため、事業計画変更申請に及んだものであります。本件は平成〇〇年〇月〇日付で「〇〇農政第〇〇〇〇－〇号」として県知事より計画変更の承認を受けたものでございます。

次に番号〇ですが、本件は平成〇〇年〇〇月の農地専門部会において、お諮りいただきました案件であり、転用事業者は先ほどの番号〇と同じ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇様、所在地番が〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡について、所有権移転売買を行い、分譲住宅〇区画2階建〇棟、建築面積〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを計画して、農業振興地域からの除外手続きを経て、農地転用申請を行い、翌年〇月に県知事より許可を得た案件であります。当該地にはこれまでに〇区画分の住宅が建築されましたが、残りの〇区画において住宅の建築が遅れていることから、事業期間の延長をするため、事業計画変更申請に及んだものであります。本件は平成〇〇年〇月〇日付で、「〇〇農政第〇〇〇〇－〇号」として県知事より計画変更の承認を受けたものでございます。

以上の〇件の案件につきまして、直近である本定例会にて、ご報告させていただきます。

報告第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についての報告は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

森江委員

農地を買う場合に4反以上持っていないといけないと思いますが、例えば3反程度を借りていて、購入する農地と合わせて4反以上あれば農地を購入することはできるのですか。

局 長

実際にその方が農機具などを揃えていただいて、現実的に農業ができるような知識とかがあれば、可能です。

森江委員

議案書の1頁にある耕作面積は、買う面積は除いて今耕作している面積が入っているのか。例えばこれは預かっている田と自分が持っている合計の面積が入っているということによいのか。

小林係長

この面積は借りた土地も含めて耕作している面積が入っております。

会 長

他に質問はありますか。

(質問なし)

会 長

それでは、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりとさせていただきます。続きまして、報告第2号及び第3号につきましては一括して報告を受けたいと思いますので、報告第2号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、及び報告第3号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について事務局より説明をお願いいたします。

小林係長

それでは、報告第2号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の

点検・評価（案）について、本日追加で配布させていただいております封筒の中にあります資料をご覧ください。報告第2号ですが8ページ分あります。1枚目から順に概要だけ申し上げます。大見出しについては、ローマ数字の番号でⅠは農業委員会の状況、Ⅱは担い手への農地の利用集積・集約化、Ⅲは新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、Ⅳは遊休農地に関する措置に関する評価、Ⅴは違反転用への適正な対応、Ⅵは農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、Ⅶは地域農業者などからの主な要望・意見及び対処内容、Ⅷは事務の実施状況の公表等となっています。Ⅰの農業委員会の状況は、本市の農業の概要や農業委員会の体制について記載しています。Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化は、これまでの集積面積や平成29年度の集積実績や目標達成に向けた活動について記載しています。Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進は、近年の新規参入者の実績などについて記載しています。Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価は、遊休農地の調査実績などについて記載しています。Ⅴの違反転用への適正な対応については、農地パトロールなどにより発見した違反の実績等を記載しています。Ⅵの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検については、農地法3条に基づく許可事務や農地法4条や5条に基づく転用に関する事務等の内容について記載しています。Ⅶの地域農業者などからの主な要望・意見や対処内容は特にその項目に該当するものではありませんでした。Ⅷの事務の実施状況の公表は、総会の議事録の公表の方法等について記載しています。以上、簡単ではありますが、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての報告（案）であります。

次に、報告第3号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明いたします。報告第3号は3ページ分ございます。大見出しについては、Ⅰの農業委員会の状況、Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化、Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、Ⅳの遊休農地に関する措置、Ⅴの違反転用への適正な対応の5項目となっています。Ⅰの農業委員会の状況は、農家・農地等の概要、農業委員会の現在の体制で、Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化は、平成30年3月現在の現状及

び課題，平成30年度の目標及び活動計画（案）で，Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者への参入促進は，平成27年から平成29年度の新規参入の状況及び課題，平成30年度の目標及び活動計画（案）で，Ⅳの遊休農地に関する措置は，平成30年3月現在の現状及び課題，Ⅴの平成30年度の目標及び活動計画（案）で，違反転用への適正な対応は，平成30年3月現在の現状及び課題，平成30年度の活動計画（案）であります。お目通しをいただけますよう，お願いします。報告第2号については，本市のホームページに，「農業委員会の適正な事務実施に対する意見募集について」として掲載して，地域の農業者等から意見等を5月1日から5月下旬頃まで募集し，お寄せいただいた意見等を参考にし，本市農業委員会において修正した内容について，再度，本市のホームページで公表いたします。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については，本市農業委員会において，承認を得た後，香川県農政水産部農政課経由で提出してから，公表することになります。なお，農政局からの詳細補正等の指示に対応するために，軽微な修正等につきましては，事務局に一任いただけますようお願いいたします。以上で，報告を終わります。

会 長

ありがとうございました。それでは，ただいまの報告に関しまして何かご意見，ご質問などはございますでしょうか。

（全委員質問なし）

会 長

意見はないようですので，ただいまの報告第2号及び第3号につきましては事務局の報告のとおりとさせていただきます。それでは長時間にわたりますして本日予定していた議案審議については，全て終了いたしました。ご協力どうもありがとうございました。これで4月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。本日は総会に引き続きの定例会でしたが，長時間にわたり，ご協力どうもありがとうございました。

閉会時刻 11時58分 終了